

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

平成十八年十二月二十二日

千葉県規則第百二十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号。以下「施行規則」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成十八年千葉県条例第 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第二条 法第四条第一項に規定する申請書は、認定こども園認定申請書(別記第一号様式)とする。

(認定の有効期間の更新の申請)

第三条 法第五条第二項に規定する申請書は、認定こども園認定更新申請書(別記第二号様式)とする。

(変更の届出)

第四条 法第七条第一項の規定による変更の届出は、認定こども園内容変更届(別記第三号様式)により行うものとする。

(運営の状況の報告)

第五条 法第八条第一項の規定による運営の状況の報告は、毎年四月一日現在の状況につき、認定こども園運営状況報告書(別記第四号様式)により行うものとする。

2 施行規則第七条第一項の知事が定める日は、その年の五月三十一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第一号様式（第二条）

認定こども園認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

認定こども園として認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定を受ける施設の名称及び所在地等	認 可 園	施 設 名			
		所 在 地			
		認 可 年 月 日	年 月 日		
		定 員	人	現 員	人
	認 可 所	施 設 名			
		所 在 地			
		認 可 年 月 日	年 月 日		
		定 員	人	現 員	人
	認 可 外 保 育 施 設	施 設 名			
		所 在 地			
		届 出 年 月 日	年 月 日		
		定 員	人	現 員	人
認定こども園の名称及びその長となるべき者の氏名	名 称				
	所 在 地				
	氏 名				
	連 絡 先	電話	FAX		
運 営 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日				
定 員			乳 児	満 3 歳 未 満 の 幼 児	満 3 歳 以 上 の 幼 児
	保育に欠ける児童の数				
	保育に欠けない児童の数				

	定員の弾力化の有無(認可保育所のみ)	有・無		
教育及び保育の目標並びに主な内容	教育及び保育の基本及び目標			
	教育及び保育の計画並びに指導計画			
	開所日数	保育に欠ける児童に対する開所日数		
		保育に欠けない児童に対する開所日数		
	開所時間	平日	土曜日	日・祝日
: ~ :		: ~ :	: ~ :	
子育て支援事業の概要	事業計画・内容			
	実施体制(利用を希望するときに利用可能な体制の整備等)			
備考				

注

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第2条に規定する基準に適合していることを証する書類を添付すること。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付すること。

第二号様式（第三条）

認定こども園認定更新申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名 〕

認定こども園の認定の有効期間の更新を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
認定こども園の名称	
認 定 年 月 日	
摘 要	

第三号様式（第四条）

認定こども園内容変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名 〕

認定こども園の内容を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 施設の名称及び所在地

2 認定こども園の名称

3 変更事項

（ 1 ） 変更前

（ 2 ） 変更後

4 変更予定年月日

5 変更理由

注

- 1 内容の変更後において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第2条に規定する基準に適合していることを証する書類を添付すること。
- 2 内容の変更後において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付すること。

第四号様式（第五条）

認定こども園運営状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により、運営の状況を報告します。

認定こども園 の名称及び 長の氏名	名 称			
	所 在 地			
	氏 名			
	連 絡 先	電話	FAX	
施設において 保育している 児 童 の 数		乳 児	満3歳未満の幼児	満3歳以上の幼児
	保育に欠ける児童の数			
	保育に欠けない児童の数			
備 考				

注 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第2条に規定する基準に適合していることを証する書類を添付すること。

